

用語集

あ行

I R(統合型リゾート)

国際会議場施設、展示施設等、日本の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設等の観光振興に寄与する施設とカジノ施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されること。

アフターコンベンション

会議日程終了後、または会議時間終了後に引き続いて行われる各種の行事のこと。自由参加による周辺地域のショッピング、娯楽等の活動。（「国際会議誘致ガイドブック（平成21(2009)年1月）」（観光庁））

あんしんカラーベルト事業

小学生の通学路等のうち、歩道など歩行者空間が確保されておらず今後も歩道整備が困難な路線において、警察署・地元町内会・学校と調整のうえセンターラインを消去するなど路側帯の拡幅を図り、路側帯をカラー化して歩行者空間を確保する事業のこと。

ウォーターフロント

water front。海・川・湖などの水際地帯又は大都市周辺部の水辺地区のこと。

雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、水循環系再生に向け、雨水浸透機能強化を図るための施設のこと。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレーナー）のほか、浸透側溝、透水性舗装（透水性平板も含む。）等がある。

（「雨水浸透施設設置基準（平成23(2011)年4月）」（横浜市環境創造局））

雨水貯留施設

地下空間等を利用し、市街地に降った雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設のこと。

液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象のこと。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がりたりする。（「横浜市住生活基本計画（平成24(2012)年3月）」（横浜市建築局））

エコモビリティ

鉄道、バス、水上交通などの公共交通を利用した移動手段。

エコリノベーション

省エネ改修。住宅の断熱性の確保に繋がる断熱改修や省エネルギー性能を向上させる設備改修など、省エネかつ健康な住まいに繋がる改修。

S D G s

Sustainable Development Goals の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中心となる、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題と具体的な目標として17のゴール、169のターゲットからなる持続可能な開発目標のこと。

日本での取組としては、内閣府が地方公共団体におけるS D G sの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市である「S D G s未来都市(29都市)」及び、特に先導的な取組である「自治体S D G sモデル事業(10都市)」に、横浜市の提案が選定された。

NPO

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。平成10(1998)年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」により、まちづくりの推進等20分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人（NPO法人）」として法人格を取得できる。（「横浜市住生活基本計画（平成30(2018)年2月）」（横浜市建築局））

LNGパンカリング

船舶へLNG（液化天然ガス、Liquefied Natural Gas）を燃料として供給すること。

延焼遮断帯

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帶状の不燃空間のこと。

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。（三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」（社団法人日本造園組合連合会））

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」「パーフルオロカーボン（PFC）」「六ふつ化硫黄（SF₆）」「三ふつ

化窒素（NF₃）」の7物質が指定されている。

（「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局））

か行

環境配慮住宅

（本文では「環境配慮型施設」）

環境に配慮した住宅、環境共生住宅と同義。地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のこと。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。（「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局））

幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する。

帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒步で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒步帰宅者（遠距離を徒步で帰宅する人）のこと。

CASBEE

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環

境総合性能評価システムのこと。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで5段階（S・A・B+・B-・C）に格付けされる。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化対策、周辺のまちなみとの調和、緑化対策などを項目ごとに評価し、総合的な環境配慮の取組を進めるもの。届出制度と認証制度があり、市のホームページでその評価結果を公表している。

建築物環境配慮計画は、「CASEE-建築（新築）」を基本として、横浜市の制度用に編集した「CASEE横浜」を用いて作成。戸建住宅については、「CASEE横浜[戸建]」を使用。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定要件を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭い道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

狭い道路整備促進路線

幅員4メートル未満の狭い道路のうち、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークを形成するものとして、横浜市が「狭い道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭い道路拡幅整備事業により、後退した用地における門・塀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。（「協働推進の基本指針（平成24(2012)年10月）」（横浜市市民局））

緊急輸送路（緊急輸送道路）

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

クリエーター

creator。創造的な仕事をしている人。創造者。創作家。（「大辞泉第二版（平成24(2012)年11月）」（小学館））

グローバル

global。世界的な規模であるさま。また、全体を覆うさま。包括的。（「大辞泉第二版（平成24(2012)年11月）」（小学館））

景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成の方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めることができる制度のこと。

減災

災害後の対応よりも事前の対応を重視し、できることから計画的に取り組んで、少しでも被害の軽減を図るようにすること。（「減災のてびき（平成21(2009)年3月）」（内閣府））

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束（協定）」を互いに取り決め、一般的に地域で「協定運営委員会」を組織して守りあつてていくもの。また、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力は引き継がれる。（「いちからつくる建築協定（平成 26（2014）年 5 月）」（横浜市都市整備局））

公園愛護会

地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。（「横浜市水と緑の基本計画（平成 28（2016）年 6 月）」（横浜市環境創造局））

閘門

水位の異なる 2 つの水面間を船舶が通航するための施設。

高齢化率

65 歳以上の人口（老人人口）の占める割合のこと。

高齢化率は、 $65 \text{ 歳以上人口} (\text{老人人口}) \div \text{総人口} (\text{年齢不詳を除く}) \times 100$ で算出する。

5 歳階級別男女別人口

0～4 歳、5～9 歳、10～14 歳…という階級別の人口を更に男女別に分けた人口のこと。

国際交流拠点

横浜市では、横浜都心・臨海地域の国際競争力の向上を図るため、横浜みなとみらい地区を、港横浜の特性を生かしつつ、業務機能を中心とし、商業、文化、居住機能等の導入による多機能な国際交流拠点を形成するものとし、また、北仲通地区を、横浜みなとみらい地区と関内地区の結節点である立地特性を生かし、土

地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進に向け、業務機能、魅力的な文化、商業等の機能や居住機能の導入による多機能な国際交流拠点を形成するものとしている。（「横浜市の都市再生の取組」（横浜市都市整備局企画課））

コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。（「地域コミュニティの現状と問題（平成 19（2007）年 2 月 7 日）」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料）

コミュニティサイクル

誰もが手軽に利用しやすい都市型の自転車のレンタルシステムのこと。IT 技術を活用したセルフ方式の貸出し返却システムを採用したレンタル拠点がきめ細かにあり、様々な人が手軽に低料金で利用できる仕組み。ヨーロッパでは大都市から中小に至る都市で展開されており、世界各地でその取組は注目されている。（「横浜都市交通計画（平成 20（2008）年 3 月）」（横浜市都市整備局））

コミュニティハウス

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

コンテナターミナル

Container Terminal。海上コンテナ輸送のための中核的港湾施設で、トレーラーで陸送されたコンテナを船積みし、あるいは、陸送のために船から降ろされたコンテナをトレーラーに載せる施設のこと。コンテナふ頭とも呼ばれている。

さ行

災害時要援護者

平常時から何らかのハンディをもっており、災害時に一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動、避難生活、復旧・復興活動を行うことができず、他者による援護を必要とする人。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。

SUP

Stand up Paddle surfing または Stand up Paddleboarding の名称を略して SUP と呼ばれている。サーフボードの上に立ってパドルで漕ぐ水上スポーツ。海だけでなく、川や湖などでも行われる。

産業遺構

ある時代にその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡のこと。横浜には、開港以来の近代建築や西洋館、土木遺産が残されている。また、郊外部には農村の風情を伝える古民家や社寺が残されている。これらの歴史的資産を再評価し、街づくりの資源として位置付け、その保全と活用を積極的に図っていくため、昭和 63(1988)年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行し、所有者の協力を得て、主に建築物の外観を保全しながら活用を図っている。

市街化調整区域

都市計画法第 7 条に規定される区域。

市街化を抑制すべき区域のこと。

持続可能な都市づくり（まちづくり）

「持続可能な開発（発展）」とは、環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つもので、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。この概念に基づく都市づくり、まちづくりのこと。

自転車専用通行帯

道路交通法第 20 条第 2 項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定されたもの。

社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に市区のそれに組織されている。地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織。横浜市では市・区・地区ごとに組織され、それが地域の状況に応じた様々な福祉保健活動を行っている。

地震火災対策における重点対策地域（不燃化推進地域）

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域」のうち、延焼の危険性が特に高い地域のこと。横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例に基づき、建築物の耐火性能強化を義務付ける地域として指定する。

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑

地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指す。「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

人口集中地区 (DID)

国勢調査ごとに設定され、統計データに基づいて一定の基準により定められた「都市的地域」のこと。英語による“Densely Inhabited District”を略して DID とも呼ばれる。以下の 3 点を条件とする。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とすること。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

浸水想定区域

水防法により、住民の人命を守るために避難計画等の目安となるハザードマップを作成するため、洪水、内水、高潮により浸水被害が想定される区域のこと。

スマート化

スマート化とは、情報システムや各種装置に高度な情報処理能力あるいは管理・制御能力を持たせることである。

一般的には、スマート化は空調システムや送電網といったインフラ設備に情報処理能力、情報管理能力を搭載して高度な運用を可能にすることを指す場合が多い。社会インフラのスマート化は ICT (情報通信技術) が実現を目指す目標の一つといえる。スマート化された送電網はスマートグリッド、地区全体においてスマート化が進んだ都市はスマートシティなどと呼ばれる。

3R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉で

あり、Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の頭文字を取ったもの。「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢 (スリム) プラン～」(平成 23(2011)年 1 月) (横浜市資源循環局))

精神障害者生活支援センター

(本文は生活支援センター)

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や日常生活に必要な情報の提供を行う施設のこと。

また、規則正しい生活維持のためのサービス（食事・入浴・洗濯等）の提供及び、自主事業や地域交流活動などを行う。

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる 3 つのレベルの多様性により捉えられる。

全国都市緑化よこはまフェア

愛称は「ガーデンネックレス横浜 2017」。全国都市緑化フェアは、国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、花や緑を守り、楽しみながら知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるための普及啓発事業として、国土交通省提唱のもと昭和 58(1983)年から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典であり、その第 33 回が平成 29(2017)年 3 月から 6 月にかけて、「全国都市緑化よこはまフェア」として開催された。

創造界隈拠点

横浜市では芸術家等が制作し、発表し、滞在する地域を創造界隈としており、具体的には、

アーティスト・クリエーターの集積が進んでいる関内・関外地区を中心とした地域を指している。こうした創造界隈において、歴史的建造物や倉庫などを活用して、創造的な活動を発信する拠点施設を創造界隈拠点と呼んでいる。

創造的産業

一般的には、芸術、映画、服飾デザイン、広告など、知的財産権を持った製品の製造・流通及びサービスの提供に関わる産業のこと。横浜市では、創造性の付加価値によって選択されるなど、建築設計やデザインなどの分野を中心とした、ライフスタイルに関連する創造性の高い産業としている。（「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方（平成24年（2012）12月）」（横浜市文化観光局））

た行

耐震改修

耐震診断の結果、大地震時に倒壊又は崩壊する危険性がある又は高いと判定された建物において行われる、地震に対する安全性を向上させる工事のこと。

脱炭素型都市づくり・まちづくり

（脱炭素化に向けた都市づくり/まちづくり）

地球温暖化対策の観点から、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの人為的な排出量と吸收量との均衡（脱炭素化）の達成を目指す都市づくり（まちづくり）のこと。脱炭素化を実現するためには、現状の取組の延長線上では難しく、英知を結集し、技術・経済社会システム、ライフスタイルのイノベーションによる解決を最大限追及していくことが必要である。都市・地域においては、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や、再生可能エネルギー由来等の電気や熱等の自立分散型エネルギーの面的利用、緑の保全や創造

による水と緑のネットワークの形成等を実現していく。

脱炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やプロパンなどの温暖化の原因の一つと言われる温室効果ガスの人為的な排出量と吸收量との均衡を達成する社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然・再生可能エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

地域ケアプラザ

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設のこと。おおむね中学校区域に1か所を設置。

地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

地域福祉保健計画

社会福祉法第107条に基づき、横浜市と横浜市社会福祉協議会で、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自

分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のこと。令和7（2025）年を目途に、全国各地で構築が進められている。

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地球温暖化対策（緩和策・適応策）

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の2種類がある。緩和策とは、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用などにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制したり、樹林地の保全を通じて温室効果ガスを吸収させる対策のこと。適応策とは、昨今の異常気象など既に起りつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整して避けられない影響を軽減する対策のことである。ハード面では、大雨による浸水対策の下水道整備など、ソフト対策では、猛暑による熱中症の予防情報の提供などがある。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計

画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

地区センター

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

昼夜間人口比率

昼間人口の夜間人口に対する割合のこと。
昼夜間人口比率＝（昼間人口÷夜間人口）×100で算出。

昼間人口（従業地・通学地による人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、「昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口」により求めることができる。

夜間人口とは常住地による人口のことであり、国勢調査時に調査の地域に常住している人口のことをいう。

長寿命化

物理的な劣化や機能の陳腐化に対策することで、従来行ってきた建替え・更新の期間よりも長く施設を使えるようにすること。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定める地区。（「横浜市水と緑の基本計画（平成28（2016）年6月）」（横浜市環境創造局））

都市機能

都市（政治、経済、文化等の中心地で人の多いところ）としての機能のこと。業務、商業、文化、観光、交流などの機能（の一つ又は複数）を有する。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に従い定められたもののこと。

都市内の限られた土地を有効に配分し、住宅や商業施設、工場などの建築敷地、道路や鉄道などの基盤施設用地、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするもの。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項の規定により、都道府県が、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての行う調査のこと。

都市計画区域

都市計画法第5条に規定される区域のこと。市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のこと、都道府県が定める。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、都市計画の目標などの都市計画の基本的な方針を定めるもの。

横浜市は、市域全域が都市計画区域である。なお、平成26(2014)年6月の都市計画法の改正により、決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲された。

都市計画道路

都市計画法第11条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

都市景観協議地区

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）などを定めたもの。地区内においては、これらの方針や行為指針に基づき、事業者と横浜市が創造的な協議を行い、質の高い都市景観の創造を目指している。

都市施設

都市計画に定めることができる、都市計画法第11条第1項各号に掲げる以下の施設のこと。

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 2 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 4 河川、運河その他の水路
- 5 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 6 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 7 市場、と畜場又は火葬場
- 8 一団地の住宅施設
- 9 一団地の官公庁施設
- 10 流通業務団地
- 11 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 12 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 13 一団地の復興拠点市街地形成施設
- 14 その他政令で定める施設

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場

合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて都道府県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域のこと。(神奈川県県土整備局砂防海岸課)

土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

都心機能

高次の業務、商業、文化、観光、交流などの機能のこと。

都心臨海部

横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、東神奈川臨海部周辺地区、山下ふ頭周辺地区の5地区から形成されるエリア。

な行

内水

大雨などによって、降った雨が下水道管や水路等から河川等へ排水できずに、マンホールや雨水枡等から溢れ出ること。「内水ハザードマップ・浸水想定区域図 Q&A (平成27(2015)年4月)」(横浜市環境創造局)

ノンステップバス

乗降口の段差(ステップ)がなく、車いす使用者をはじめ、だれもが乗降しやすい構造のバスのこと。乗降時に通常の走行状態の車高

から5センチメートル程度車高を下げ、歩道縁石等との段差をなくすことができるニーリング・システム(車高調整装置)を装備している。

は行

ハザードマップ

hazard map。災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。「大辞泉第二版(平成24(2012)年11月)」(小学館)

バスペイ

バス乗降客のため、本線車道から分離して設けたバスの停車帯のこと。本線車線から分離しているため、後続車の追越しが容易になる。

ハブポート

Hub Port。海運の拠点となる国際的な港で、自転車の車輪の軸(ハブ)からタイヤに向かってスポークが伸びるように、世界各地へ航路が結ばれている港のこと。

バリアフリーノ化

高齢者、障害者等が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間をつくりあげること(歩道の段差解消など)をいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をする上で、精神的にも障壁がないことも意図する。

ヒートアイランド／現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれる。

風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることを目指し、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。（「風致地区の手引き（平成 26(2014)年 4月）」（横浜市建築局））

文化芸術創造都市

横浜市における、文化芸術の創造性を生かし、「文化芸術振興」や「経済振興」といったソフト施策と「まちづくり」などのハード施策を一体的に進める取組のこと（「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方（平成 24(2012)年 12月）」（横浜市文化観光局））

防災備蓄倉庫

地域防災拠点である小中学校等の空き教室及び校地を利用し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材（発電機、担架等）、食料、水、生活用品等を備蓄しているもの。

ま行**MICE**

Meeting（企業等の会議）、Incentive Travel（企業等の行う報奨・研修旅行）、Convention（国際機関・学会等が主催する総会、学術会議等）、EventあるいはExhibition（イベント・展示会・見本市）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称のこと。（「国際観光・MICE 都市の実現に向けたアクションプラン（平成 23(2011)年 1月）」（横浜市文化観光局））

街づくり協議地区

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市

長が協議が必要と認め指定した地区のこと。指定した地区において、指針を定め、市民の協力のもとに街づくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導している。

木造住宅密集市街地

（本文中は「木造住宅が密集した地域」等）老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。

や行**谷戸**

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域とその地形を生かした水田、農業用のため池及び水路が作られてきた。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

ユニークベニュー

歴史的建造物や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」という二つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画より）」のこと。

横浜環状鉄道

交通政策審議会答申第 198 号に「横浜環状鉄道の新設（日吉～鶴見、中山～二俣川～東戸塚～上大岡～根岸～元町・中華街）」として位

置付けられている路線のこと。なお、中山～日吉間は市営地下鉄グリーンラインとして供用中である。

横浜市基本構想（長期ビジョン）

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する 21 世紀最初の四半世紀（おおむね令和 7（2025）年頃、現在から約 20 年間）を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置付けられる。

横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。（「横浜市基本構想（長期ビジョン）（平成 18（2006）年 6 月）」（横浜市政策局））

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

平成 24（2012）年 10 月に見直しを行った「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成 26（2014）年 3 月に策定した方針。これにより「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進める。

横浜都心

高次の業務、商業、文化、観光、交流など異なる機能集積を図るとともに、一定のルールのもと、業務機能等を中心に地域の実状に応じた機能強化と合わせ、都市型住宅の誘導等も図る、魅力と活気あふれる拠点地区のこと。横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、北仲通地区及び関内・関外地区が位置付けられている。

ら行

リノベーション

renovation。リフォームよりも大規模な改修工事のこと。既存の骨格（構造）だけを残し、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりする。具体的には、耐震性や防火安全性を確保し、耐久性を向上させたり、冷暖房費などのエネルギー節約のため、IT 化など変化する建築機能の対応・向上のために行われる。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から 300 平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

臨港地区

臨港地区は、港湾機能の保持、活用を図るために指定するもので、水域たる港湾区域とともに、港湾行政上の基礎的地区。指定は都市計画法上の地域地区の一つとして、港湾管理者の申し出により都市計画決定される。

臨港地区は、①港湾管理者業務、港湾施設、環境整備負担金徴収についての地域的範囲を画するものあり、また②地域内構築物の規制や、行為の届出等の規制行政の対象範囲もある。



©KUSUMI / GX and NAKA-ku

令和2年3月発行

中区マスコットキャラクター・スウィンギー

横浜市 中区 区政推進課
〒231-0021 横浜市中区日本大通35番地
Tel: 045-224-8128 FAX: 045-224-8214
E-mail: na-kusei@city.yokohama.jp
ホームページ:
https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/10toshimasu.html

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
Tel: 045-671-2696 FAX: 045-663-8641
E-mail: tb-chiikimachika@city.yokohama.jp
※令和2年4月13日より、次の住所に移転します。
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10
(電話、FAXは変更ありません)